

合併協議会だより

2004年(平成16年)7月発行 編集・発行/高松市・国分寺町合併協議会事務局



大ホール

国分寺町橘ノ丘総合運動公園
橘池の小高い丘の上にある、公園と
スポーツ施設を兼ね備えた総合運動公園

サンポートホール高松
四国最大級の複合施設、高松シンボルタワーに
誕生した、新市民会館

舟艇場

合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置が確認されました。

これにより、合併の方式とあわせ、合併協議の基本4項目が確認され、建設計画等の合併協定項目について、協議を進めていくことになりました。

合併の方式	綾歌郡国分寺町を廃止し、その区域を高松市に編入する。
合併の期日	合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日为目标とする。 ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。
新市の名称	新市の名称は、高松市とする。
新市の事務所の位置	新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号とする。

会議の概要

高松市・国分寺町合併協議会第5回会議が開催されました。
会議の概要は次のとおりです。

第5回会議

- ◆開催日 6月11日(金)
- ◆開催場所 国分寺町女性会館

新委員の紹介
 ・谷本繁男(高松市議会議長)
 ・大橋光政(高松市議会副議長)

報告事項

報告第8号
 建設計画の構成について
 建設計画の構成について報告されました。
 別表(3ページ)のとおり。

議案事項

議案第14号、第15号が審議され、
 原案のとおり承認されました。

議案第14号
 平成15年度高松市・国分寺町合併協議会決算について

議案第15号

平成16年度高松市・国分寺町合併協議会補正予算について
 平成15年度歳入歳出決算が認定され、差引残高は平成16年度に繰り越し、事業推進費(協議会だよりの作成等)に充当。

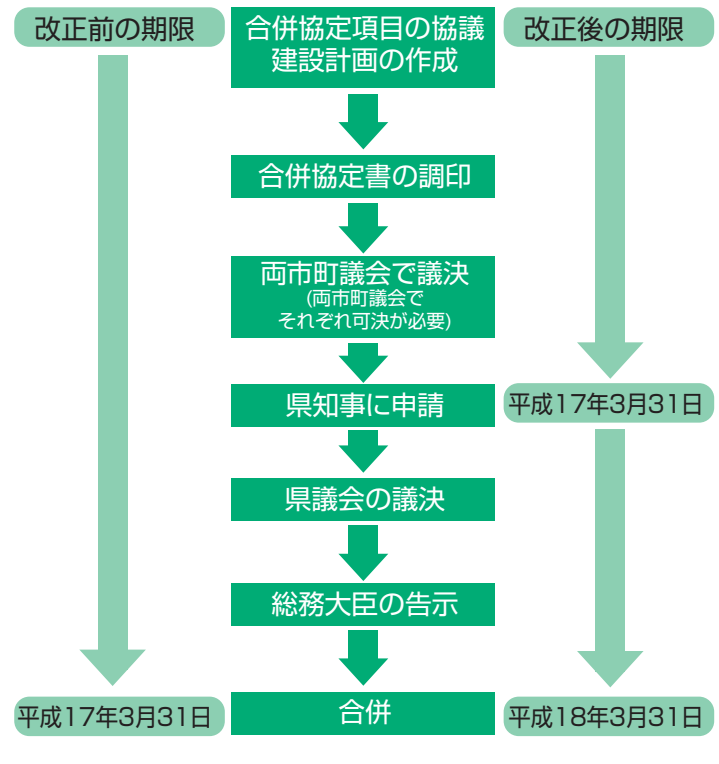
協議事項

第4回会議で提案された協議第2号から第4号までの3件が確認されました。

また、協議第5号から第8号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとしています。

合併特例法改正後の合併の手続き

合併特例法が改正され、平成17年3月31日までに合併するか、平成17年3月31日までに県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併すれば、同法に基づく各種の財政支援措置を受けることができます。



協議第2号(確認)
 合併の期日(協定項目第2号)について

合併の期日は、平成18年3月31日までの早い日を目標とする。

ただし、平成17年3月31日までに、県知事に合併の申請を行う。

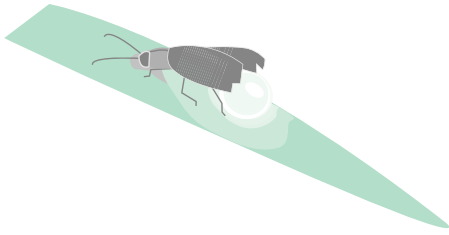
(今後の協議の進ちよく状況等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案。)

※合併特例法の改正を踏まえ、当初案が修正されました。
 (当初案)

合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。

協議第3号(確認)

新市の名称(協定項目第3号)について
 新市の名称は、高松市とする。



建設計画の構成

I 序論

- 1 合併の考え方
- 2 計画作成の方針(計画の趣旨・構成・期間・区域)

II 高松市と国分寺町の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯数
- 3 交流人口
- 4 広域行政

III 基本方針

- 1 新しいまちづくり
- 2 基本目標
- 3 施策体系

IV 施策

- 1 事業名
- 2 事業内容
- 3 概算事業費(10か年間)

V 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備の検討は、行財政運営の効率化、有効利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮する。

VI 財政計画

合併特例法による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成する。

参考／両市町の総合計画の概要

	高松市	国分寺町
名称	新・高松市総合計画	第3次国分寺町長期総合振興計画
キャッチフレーズ	笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松	イキイキ キラキラ ホノボノ わがまち
計画期間	平成12年度～平成23年度	平成13年度～平成22年度
まちづくりの目標	①環境共生型まちづくりへの転換 ②少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり ③心豊かな生活のための場と人づくり ④豊かで活力あふれる産業の振興 ⑤広域・交流拠点性の強化 ⑥地域みずからまちづくり	①福祉のまちづくり ②教育・文化のまちづくり ③うるおいのまちづくり ④活力のまちづくり ⑤協働のまちづくり

- 協議第7号(提案)
慣行の取扱い(協定項目第12号)について
- (1)市章
高松市の市章を用いる。
 - (2)市民憲章
高松市の市民憲章に統一する。
ただし、国分寺町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、国分寺地区のまちづくりの共同目標として継承していく。
 - (3)都市宣言
高松市の都市宣言に統一する。
 - (4)市木及び市花
高松市の市木及び市花を用いる。
ただし、国分寺町の町木及び町花については、国分寺地区の推奨の木及び花とする。
- 協議第8号(提案)
特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について
- 国分寺町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

その他

合併協定項目に係る現況と先進地域の事例等についての説明がありました。

別表

協議第4号(確認)
新市の事務所の位置(協定項目第4号)について
新市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号(現高松市役所の位置)とする。

協議第5号(提案)
財産の取扱い(協定項目第5号)について
国分寺町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐ。
端岡財産区の財産については、当

該財産区の財産として高松市に引き継ぐ。

協議第6号(提案)
町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について
国分寺町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名前は、「国分寺町新居」、「国分寺町国分」、「国分寺町福家」、「国分寺町新名」、「国分寺町柏原」とする。

住所表示の事例

(現在)国分寺町新居〇〇番地〇
(大字)
↓
(合併後)高松市国分寺町新居〇〇番地〇
(町名)

※町名・字名の取扱いの考え方
「国分寺町」という名称を残し、現在使用され、慣れ親しんでいる住所表示から大きく変化しない。

合併協定項目の協議状況

合併協議会では、これまでに5回の会議を開催し、合併協定項目について協議を進めています。これまでの協議状況は、次のとおりです。

なお、合併協定項目の内容や協議結果などの詳細は、合併協議会のホームページに掲載していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

協定項目	提案	協議の状況
1. 基本的な協議事項		
1 合併の方式	第1回	第3回確認
2 合併の期日	第4回	第5回確認
3 新市の名称	第4回	第5回確認
4 新市の事務所の位置	第4回	第5回確認
5 財産の取扱い	第5回	継続協議中
2. 合併特例法に定める協議事項		
6 地域審議会の取扱い		
7 議会の議員の定数及び任期の取扱い		
8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
9 地方税の取扱い		
10 一般職の職員の身分の取扱い		
3. その他協議事項		
11 町名・字名の取扱い	第5回	継続協議中
12 慣行の取扱い	第5回	継続協議中
13 事務組織及び機構の取扱い		
14 条例・規則等の取扱い		
15 特別職の職員の身分の取扱い	第5回	継続協議中
16 一部事務組合等の取扱い		
17 附属機関等の取扱い		
18 公共的団体等の取扱い		
19 消防団の取扱い		
20 使用料・手数料等の取扱い		
21 各種団体への補助金交付金等の取扱い		
22 国民健康保険事業の取扱い		
23 介護保険事業の取扱い		
24 各種事務事業の取扱い		
4. 建設計画に係る協議事項		
25 建設計画		

協定項目	提案	協議の状況
24 各種事務事業の取扱い		
24-1 都市提携		
24-2 電算システム事業		
24-3 広聴広報事業		
24-4 人権啓発事業		
24-5 コミュニティ施策		
24-6 障害者福祉事業		
24-7 高齢者福祉事業		
24-8 生活保護事業		
24-9 児童福祉事業		
24-10 その他の福祉事業		
24-11 保健衛生事業		
24-12 環境対策事業		
24-13 商工・観光関係事業		
24-14 農林水産関係事業		
24-15 建設関係事業		
24-16 交通関係事業		
24-17 上水道事業		
24-18 下水道事業		
24-19 消防防災関係事業		
24-20 学校教育事業		
24-21 社会教育事業		
24-22 文化振興事業		
24-23 その他の事業		

■ 編集・発行

高松市・国分寺町合併協議会事務局
 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
 TEL(087)839-2121 FAX (087)839-2125
 URL <http://www.takamatsu-kokubunji.jp>
 E-mail k0833@city.takamatsu.lg.jp
 御意見をお待ちしています
 合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただけますようお願いいたします。

お知らせ

*傍聴について

会議はどなたでも傍聴できます。
 会議開始30分前から先着順に受付します。
 傍聴の定員は50人。

*会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、国分寺町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。